

総務委員会資料

平成25年第2回定例会追加議案の説明

議案第92号

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の概要について

参考資料 川崎市職員退職手当支給条例新旧対照表

平成25年6月6日

総務局

議案第92号関係

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の概要について

1 改正する条例

- (1) 川崎市職員退職手当支給条例
- (2) 川崎市特別職員給与条例
- (3) 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例
- (4) 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
- (5) 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 一般職の退職手当に係る改正内容

(1) 支給の割合の引下げ（第1条関係）

一般職の退職手当について、国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じて、勤続期間の区分に応じた支給の割合の引下げを行うもの
各退職事由の最高支給率

ア 普通退職による退職者（退職手当支給条例第3条）

勤続期間 45年59.28月 → 勤続期間 43年49.59月

イ 公務外傷病による退職者（退職手当支給条例第4条）

勤続期間 40年59.28月 → 勤続期間 40年49.59月

ウ 定年・勸奨等による退職者（退職手当支給条例第5条）

勤続期間 35年59.28月 → 勤続期間 35年49.59月

エ 公務上死亡等による退職者（退職手当支給条例第5条）

勤続期間 35年59.28月 → 勤続期間 35年49.59月

(2) 支給率の区分の見直し（第1条関係）

国及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、任期終了、公務外死亡、整理退職及び公務上傷病・死亡を退職理由とする者に適用する支給率の区分を国と同様の区分に見直すもの

3 特別職の退職手当に係る改正内容

特別職の退職手当について、国の特別職の退職手当の支給水準の引下げに準じて、支給率の引下げを行うもの（第3条～第6条関係）

ア 市長	100分の60	→	100分の52
イ 副市長	100分の43	→	100分の38
ウ 常勤の監査委員	100分の16	→	100分の14
エ 上下水道事業管理者	100分の34	→	100分の30
オ 病院事業管理者	100分の34	→	100分の30

4 附則

(1) 平成25年10月1日から施行（第1項関係）

(2) 一般職の退職手当の支給の割合を段階的に引き下げるための経過措置を規定するもの（第2項関係・第3項関係）

※ 経過措置（最高支給率）

現行	平成25年10月1日～	平成26年4月1日～	平成27年4月1日～
59. 28月	55. 86月	52. 44月	49. 59月

(3) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第4項関係・第5項関係）

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年12月28日条例第73号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が43年を超えるときは、これを43年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の70</u></p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の140</p> <p>(3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p> <p>(5) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の110</u></p> <p>(6) 36年以上40年以下の期間については、1年につき<u>100分の102</u></p> <p>(7) 41年以上の期間については、1年につき<u>100分の83</u></p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が45年を超えるときは、これを45年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の75</u></p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の140</p> <p>(3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の240</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の160</u></p> <p>(5) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の125</u></p> <p>(6) 36年以上40年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(7) 41年以上の期間については、1年につき<u>100分の110.6</u></p>
<p>（傷病による退職の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 傷病によりその職に堪えず退職した者（次条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が40年を超えるときは、これを40年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の80</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の150</u></p>	<p>（傷病等による退職の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 傷病によりその職に堪えず退職した者（次条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が40年を超えるときは、これを40年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の100</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の145</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の195</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(6) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(7) 36年以上の期間については、1年につき<u>100分の101.8</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の245</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の170</u></p> <p>(6) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の125</u></p> <p>(7) 36年以上の期間については、1年につき<u>100分の105.6</u></p>
<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で川崎市職員</u> <u>の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条の規定により</u> <u>引き続き勤務した後退職した者を含む。)</u>、<u>法律の規定に基づく任期を終</u> <u>えて退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で</u> <u>あって任命権者が市長の承認を得たもの、通勤(地方公務員災害補償法(昭</u> <u>和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下</u> <u>同じ。)</u>による傷病により退職した者又は死亡により退職した者(次項の 規定に該当する者を除く。)<u>に対する退職手当の基本額は、退職日給料月</u> <u>額に、その者の勤続期間(その者の勤続期間が35年を超えるときは、これ</u> <u>を35年とする。)</u>を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて 得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の80</u></p>	<p>2 <u>死亡により退職した者(次条の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退 職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間(その者の勤続 期間が35年を超えるときは、これを35年とする。)を次の各号に区分して、 当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の115</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の148</u></p> <p>(3) <u>16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の223</u></p> <p>(4) <u>21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の248</u></p> <p>(5) <u>26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の175</u></p> <p>(6) <u>31年以上の期間については、1年につき100分の161.6</u></p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃</u> <u>職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職</u> <u>した者、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2</u> <u>項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)</u>による傷病若しくは死 亡により退職した者、<u>定年に達したことにより退職した者(定年に達した</u> <u>者で川崎市職員</u>の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4 条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)<u>又はその者の非</u> <u>違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認</u> <u>を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤</u> <u>続期間(その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。)</u> を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額と する。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の183.5</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の209</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の151</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の79.3</u></p>	<p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の250</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の95.6</u></p>
<p><u>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の130</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の141.5</p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の151</p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき100分の79.3</p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p><u>第5条の3 第5条の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p><u>第5条の5 第5条に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するも</u></p>	<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第5条の5 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）</p>

改正後	改正前
<p>のに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270 (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360 (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450 (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。<u>この場合において、旧条例第3条から第5条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270 (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360 (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450 (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

改正後			改正前
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第3条	45年	43年	
第3条第1号	100分の75	100分の70	
第3条第3号	100分の240	100分の180	
第3条第4号	100分の160	100分の130	
第3条第5号	100分の125	100分の110	
第3条第6号	100分の120	100分の102	
第3条第7号	100分の110.6	100分の83	
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80	
第4条第1項第2号	100分の145	100分の140	
第4条第1項第3号	100分の195	100分の150	
第4条第1項第4号	100分の245	100分の180	
第4条第1項第5号	100分の170	100分の140	
第4条第1項第6号	100分の125	100分の120	
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の101.8	
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80	
第4条第2項第2号	100分の148	100分の170	
第4条第2項第3号	100分の223	100分の190	
第4条第2項第4号	100分の248	100分の200	
第4条第2項第5号	100分の175	100分の140	
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の131.8	
第5条第1項第1号	100分の130	100分の80	
第5条第1項第2号	100分の150	100分の183.5	
第5条第1項第3号	100分の250	100分の209	
第5条第1項第4号	100分の180	100分の151	
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の79.3	
3～8 (略)			3～8 (略)

川崎市特別職員給与条例（昭和23年12月28日条例第71号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については100分の<u>52</u>、副市長については100分の<u>38</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については100分の<u>60</u>、副市長については100分の<u>43</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年7月15日条例第13号）新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第7条 監査委員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の14を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、監査委員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第7条 監査委員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の16を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、監査委員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年12月24日条例第66号）新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の<u>34</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年12月22日条例第59号）新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の<u>34</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月28日条例第2号）新旧対照表（附則第4項関係）

改正後	改正前
<p>（職務に復帰した職員等に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る<u>業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条第2項及び第5条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条第1項、第5条の3、第5条の4第1項及び第5条の5に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（採用された職員に関する退職手当支給条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当支給条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る<u>業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条第2項及び第5条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条第1項、第5条の3、第5条の4第1項及び第5条の5に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</u></p>	<p>（職務に復帰した職員等に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る<u>業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条及び第5条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条及び第5条の4第1項に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（採用された職員に関する退職手当支給条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当支給条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る<u>業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条及び第5条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条及び第5条の4第1項に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</u></p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月29日条例第1号）新旧対照表（附則第5項関係）

改正後	改正前
<p>(派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例)</p> <p>第6条 派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）<u>第5条第2項</u>及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>(派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例)</p> <p>第6条 派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）<u>第5条</u>及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>